

高岡市観光協会コンベンション開催事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人高岡市観光協会（以下「協会」という。）が、豊富な歴史・文化遺産や自然景観を活用し、滞在型観光客の増加を図るために実施する高岡市観光協会コンベンション開催事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コンベンション 学会、大会又は会議、修学旅行又は合宿及びスポーツ大会並びにこれに準ずるものをいう。
- (2) 学会 学者等により構成される団体で、学術研究の向上及び発展を図ることを目的とするもの（以下「学術研究団体」という。）が主体となって、当該学術研究団体の構成員を対象として開催する発表及び討論のための集会その他これに類するものをいう。
- (3) 大会・会議 各種の組合その他の団体、組織の構成員等が、特定の課題に対して意見の発表及び討論をするための集会又はこれに類するものをいう。
- (4) 修学旅行・合宿 県外の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定するものをいう。）及び専修学校の学生等により実施されるもの並びにこれに準じるものをいう。
- (5) スポーツ大会 各種の団体及び組織が、スポーツの振興や競技力の向上を図るために開催する大会をいう。
- (6) 宿泊施設 ホテル、旅館、民宿等宿泊に料金の支払を必要とする施設。（市の宿泊研修施設及びキャンプ場、ケビン、バンガロー等の簡易な施設を除く。）

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、高岡市内においてコンベンションを主催する法人その他の団体（以下「団体等」という。）とする。

(交付の要件)

第4条 補助金の交付の対象となるコンベンションは、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、公益社団法人高岡市観光協会会長（以下「会長」という。）が交付の対象として特に認める場合はこの限りではない。

- (1) 富山県内における県外宿泊者数が延べ50人以上で、高岡市内を主会場として開催されるもの、若しくは、高岡市内における県外宿泊者数が延べ50人以上であること。
- (2) コンベンションが政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としないものであること。
- (3) コンベンションが公序良俗に反するものでないこと。
- (4) 団体等の構成員として、国又は地方公共団体以外の者が参加していること。
- (5) 国、都道府県及び市町村等の行政団体からの補助金、負担金等の金銭的援助

を受けていないこと。

(6) 高岡市の市有施設を主会場とするコンベンションのうち、会場使用料の減免等、実質的な金銭的援助を受けていないこと。

(補助金の額)

第5条 会長は、団体等が負担した高岡市内の主要な1会場の使用料に対し、別表1に定める額を会場使用料補助金として交付する。

2 会長は、コンベンション参加者の高岡市内における宿泊日数に応じ、別表2に定める額を宿泊支援補助金として交付する。

3 会長は、団体等が負担した、主会場と宿泊施設を結ぶ有料送迎バスの使用料に対し、別表3に定める額を有料送迎バス支援補助金として交付する。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体等は、高岡市観光協会コンベンション開催事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、開催日の6箇月前までに会長に提出しなければならない。ただし、会長が特に認めたときは、この限りでない。

(1) 事業計画書(様式第2号)又は開催要項等のコンベンションの開催内容を掌握できる書類

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 宿泊計画を示す書類

(4) 有料バス使用料の計画に関する書類

(5) 前4号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第7条 会長は、第4条の規定に基づき補助金の交付を決定したときは、高岡市観光協会コンベンション開催事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により当該申請を行った団体等に通知するものとする。

(交付変更申請)

第8条 補助事業の変更等の承認を受けようとする団体等は、高岡市観光協会コンベンション開催事業計画(変更・中止)承認申請書(様式第5号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定において、変更交付申請額が交付決定額の20%未満の軽微な変更は、この限りでない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた団体等は、事業完了後30日以内に、高岡市観光協会コンベンション開催事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書(様式第7号)

(2) 収支決算書(様式第8号)

(3) 宿泊証明書(様式第9号)又は宿泊実績を証する書類、但し、第2条第2号及び第3号に規定するものは、宿泊実績を証する名簿等の書類

(4) 主要な1会場の使用料実績を証する書類

(5) 有料バス使用料の実績を証する書類

(6) その他、会長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第 10 条 会長は、前条の実績報告を受けたときは交付すべき額を確定し、高岡市観光協会コンベンション開催事業補助金額確定通知書（様式第 10 号）により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 11 条 補助金の交付決定を受けた団体等は、前条の規定により額の確定を受けたときは、補助金の交付を高岡市観光協会コンベンション開催事業補助金請求書（様式第 11 号）により、協会に請求するものとする。

2 協会は、前項の請求に基づき速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第 12 条 第 7 条の交付決定及び第 10 条から 11 条の補助金の確定、交付にかかわらず、協会における調査により、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金等が交付されているときは、補助金の全額又は一部を請求することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助事業に関し補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第5条関係）

コンベンション種別	会場使用料補助金	
	補助金の額	限度額
学会・大会・会議 合宿・スポーツ大会	主会場使用料の 2分の1額	10万円

別表2（第5条関係）

コンベンション種別	宿泊支援補助金		
	補助金の額		限度額
学会・大会・会議	国外からの参加者	1人1泊6,000円	100万円
	県外からの参加者	1人1泊1,000円	
修学旅行・合宿	国外からの参加者	1人1泊6,000円	50万円
	県外からの参加者	1人1泊1,000円	
スポーツ大会	国外からの参加者	1人1泊6,000円	50万円
	県外からの参加者	1人1泊1,000円	

別表3（第5条関係）

コンベンション種別	有料送迎バス使用料補助金			
	基準	補助金の額	1台の限度額	限度額
学会・大会・会議 合宿・スポーツ大会	50泊～100泊	使用料の 2分の1の額	2万円	5万円
	101泊～200泊			5万円
	201泊～300泊			10万円
	301泊～400泊			15万円
	401泊～			20万円